

特定健診

はもう受診しましたか？

特定健診は、あなたが生活習慣病に近づいていないかを早期発見するための重要な健診です。症状が現れにくい病気だからこそ、健診を毎年受診し続けることで、体の変化に素早く気付くことができます。前は異常がなかったからと健診を先延ばしにしていると知らぬ間に悪化していることも考えられます。

新型コロナウイルス感染症対策による活動自粛で体に変化があるかもしれません。一年に一度、自分のためだけでなく家族のためにも、ぜひ受診しましょう。

- ◆対象者 40歳～74歳までの養老町国民健康保険加入者
(人間ドックの助成を受ける人は対象外となります)
- ◆実施場所 町内医療機関、保健センター(12月2日(金)・5日(月))
- ◆受診期間 **8月31日(水)**まで(この期間に受診できない場合でも、
12月28日まで受診できます)
- ◆持ち物 ・受診票(対象者にはオレンジ色の封筒にてすでに送付しています)
・国民健康保険被保険者証



※ 受診票の再発行は住民環境課または町保健センターまで

人間ドック

を受診した人へ

養老町国民健康保険に加入中の40歳～74歳の人で、特定健診を受けずに人間ドックを受診した場合は、人間ドック検査料の助成を受けられます。対象者は住民環境課で申請してください。

- ◆対象者
 - ・養老町国民健康保険加入中の40歳～74歳の人
 - ・今年度の特定健診を受診していない人
 - ・人間ドックの受診日から6カ月以内の人
 - ・検査項目が特定健診の検査項目を満たしている人
 - ・国民健康保険税の未納がない人
 - ・他の医療保険からの助成を受けない人
- ◆必要書類
 - ・養老町国民健康保険被保険者証
 - ・人間ドック検査料領収書
 - ・人間ドック検査結果表
 - ・印鑑(朱肉を使用するもの)
 - ・振込先のわかるもの

- ◆助成金額
人間ドック検査料の半額(上限2万円)



問 住民環境課 ☎32-1104
町保健センター ☎32-9025